



重修真書太閤記
六編
八

~13
459
58



持 8
門 459
巻 58

福 永

重 修 眞 書 太 閤 記 六 編 卷 之 廿 二

多 羅 尾 饗 應 中 妻 女 奇 驗 の 事

并 後 藤 莊 三 郎 光 次 働 の 事

本 多 平 八 郎 一 言 不 許 御 供 の 面 々 川 色 也 安 心 一 して
多 羅 尾 家 子 入 志 一 勞 を 休 め 川 へ 出 立 見 る 小 聊
も 此 等 と お 申 不 正 申 不 け せ 何 色 也 打 入 ち 在 在
一 如 也 忠 勝 一 人 ち 油 取 道 可 孫 三 人 を
手 元 引 け 愛 け け 道 可 一 偽 申 一 野 心
あ ら 此 等 を 質 せ せ 申 申 申 申 孫 女 八
御 通 び の ため 申 申 申 申 座 を 立 正 多 け ね 八

會 同 印 攻

孫童をよひ太刀を見之鎧をよこさふとて童の心を取
 ける小忽又馴去たし忠勝の傍を去をゆくるさたま
 て又見えたりけり然ふ道可父子の体いさか不審と
 ふく真實に御上を痛そり奉ると尋常と超たりしハ道
 可の親族ものまへに御前へめされけるふよりまの一番
 又半右衛門り妻御目見して礼上んと御次まで出け
 る四いりよしけん其処へたをさふし人地ふし道可
 半右衛門の川色もいたく驚きさほく介抱ふし去りとわ
 猶そしめの如くあまけるわとよ上りもいたひけよお不
 しめし何とし川るをやそれ持病もてし起りしかと御懇
 の御意ありて半右衛門を召れ何あるとせと志きりて此

尋ありけるふより半右衛門謹てし上けるわかくを口里
 御懇に御尋あるふ有のまふ上さるも何とやら後め
 たく奉存さりとく又御直し上りしも憚多くいへとも
 上はゆへハ却て御疑を受る端もありゆへし妻なる
 月の事ふりゆを今日の難有さふ憚り奉らて御前へ
 出ゆゆ名と奉存と御次の衆へ向ひ言上しけれハ聞食れ
 て左様のともあるへきりとの上意ふより半右衛門の上
 いら此御座席を繩織とすへくゆ父の道可り住居地を續
 きてゆへとも棟隔るゆへハ是へ成奉り度とす上りかえ
 それよハ及ふしきせとて御座を立せられ御護り袋を
 御具足の横に納めらる半右衛門妻女もえ也且敷を許は

なりと御意いまた終らさるふ心地さえをき常の如くふ
なりよけり家内の男女おぼれ入ふよさぬ九人よハおそ
ハ御短刀をくたされ是より伊賀越のまちを御尋ね搦え
一老りは道可並よ半右衛門御先よたち多羅尾村より東
よ當る於土岐峠をこ一伊賀國西山村お出て上野おひ
多羅尾村より於土岐嶺へ一里於土岐嶺より上野へ二
里と云里又服部氏系圖よ服部別當貞信山城宇治田原
山中服部大明神神職たえ然る小天正十年六月一日貞
信宅へ入御信樂まで御供一川るふより國次の短刀を

賜てと云
伊賀國伊賀郡服部の住人服部半三正種其一類共を以り
催し一々御先よたち御後を守護一奉て伊賀國下柘植中
柘植上柘植を越加太の山越小伊勢國鈴鹿郡関小出龜山
國府御園横田野田等ををくれハ白子乃濱おそ有ける
服部石見守元長の孫伊賀守保長の長男石見守正種始
ハ京都將軍家お仕へ一々後小三州小来里善徳院殿大
樹寺殿よ仕へ奉て一御親あがを以て此度も御道引を
な一奉り一々正種の長男半三正成こと一天正十年四
十一歳ふり御所と同一年なり
泉州堺より南都より十三里これ道明寺志貴山を越郡

大月巴六編卷之十一

山を経て南都より野殿越して多羅尾おろし八里許也多
 羅尾より伊賀上野へ三里上野より白子へ十五里許都合
 三十九里餘あるへこれをつまみ二日お打勢あふと
 聞えたり但伊賀國ハ元伊勢國司の領と云を以て信長是
 を疾くお山とえおろしく地士を云ふ及そは百姓まで
 も悉くうち殺さんと下知をせしめ由を聞て服部一類おと
 も他國して參州へ流浪をせしめをふりく懸るひ夫食を賜
 たり衣服をあたまえおれくの業を勤させむひいハハハ
 難有御國もあるものをといと信長を恨をけるおあり
 國お残ししものも此事を傳え承るおあそれ人君や民の
 父母とちゆるおとを称えおらんとといと慕るくおれおひ

奉り一処おれいこれおそ我等り恩君おれと老とれお幼
 稚もうち集ひ馬の飼よりして糠の手炬粟の飴おこり酒
 つれもく路傍お持出御供の人におおおひいけを
 ハ路次の嶮いさもおとせられて伊賀の國をえ過りお今年
 御案内お立しものを其役名仕れて甲賀伊賀の者と云ハ
 是あり又京都より御供せしハ大館左馬助後藤莊三郎光
 次小笠原小太郎三人おり中お就て後藤莊三郎光次お金
 座とるお小判壹分判を鑄出しおるお御分國中これを便
 利として通用滞るとおしおとへい金壹枚お十兩なり重
 四十四枚ありおれを五十二枚八分として小判十二枚と
 以小判一兩四枚四分おり大館を奈良屋市右衛門と改名

して御奉公しける也

甲賀の地士乃御供とすもの即甲賀ものところ屋敷も大
かた近きとたり賜えりしと云濱松も駿河も其
名あり江戸も甲賀町と云名二処あり

白子にて小川久右衛門と云者の宿み入せりし御止宿
ありけるとなりこの久右衛門若や野心あるまじきにも
あはれとおろしめされしハ持の女を御寝所みめし置
れしとなり

一説に阿濃津の釜屋但馬守り女名長葉津子あるハ
白子乃浪人長野内蔵助と云ものハ女なりとも小川ハ
今白子乃町ニ其家現存也

爰て風をまこととて御武運長久御祈のため太神
宮へ御参詣あるへく思召よし仰出されし慶御供の面々
言上不及ひけるハ堺よりあまて晝夜をいそぎ路次の
嶮難よりそらに御急きあつるハ全く御歸城を早く遊
えされんと御義と存ししハ此処より又十三里
半の道をえりて太神宮へ御参詣し御歸城より三四
日も後れしハ其上是より太神宮まで路次の人情も
えりしハ如何なるハ如何なるハ如何なるハ如何なるハ
海然るへく奉存しと申上りしもの多かりけるを聞食を其
方ともの心配もの事満足せりたりし太神宮へハ
他國よりとこと思起して参詣するものも多しなり

此國よ來りてつあ一日路おしてこれを遂さるといりよ
 も残念あらむや是まろい度く嶮難不逢つれともそれを
 凡人の往來ぬりこれより太神宮まで太神拜人の往來に
 太神宮の神慮もそふへー然らぬの途中をまよに安恭
 なるへー且い後運のためーとて御供の人々の諫め奉
 る正を聞食入られをあくふ於酒井左衛門尉へ上げる
 を左程みれぬーめされぬハ御師をめさせられて万端仰
 付られ然るへーと言上ーけむハ植村新六郎進之つて幸
 私方へ立入ハ御師山本大夫春木大夫とすもの當所ふ参
 合ゆゆれ等をめーて御用仰付られ然るへーと言上ーけ
 るにようそれ然るべーとて召色ーハ春木山本御前へ

伺候を楚の時仰出されけるハ今度都の騷動信長公明智
 光秀りため御生害ありーと定め爰許へも沙汰あり
 川らんそれみ付人々薄き氷をふむり如くたりひも危ふ
 之あひ深き淵み望むり如く親しきどちも心を置け木
 みも草も油防ふらーと人々用心のそそれハ爰より太
 神宮までをりり一日路といへとも路次の進退心は任を
 かしー如何志て然るへき也計らひやとあまける時春
 木太夫へ上げるハそれハ何より安き御事ハ座ハ私言
 上仕ハ通り遊えーゆろ路次ハや及えは少ーもハ案
 事あそそさる正殿く御参詣さけらるへーとへ上げるハ
 より本多平八郎忠勝それハ如何ある方便にて哉らん

其荒増をちと承うけたまへらるやとしあハされし此度熱田の大宮司参詣の沙汰さたの間御所様を大宮司おほみやうしに仕立御供の歴れきを社人社司しゃにんしやうしに作りあし御興ごこうを奉らハ更さら疑うたがひおもふ人も然しかくゆえんさて山田やまだあまハ某方を御旅館ごりやうかんといたりゆえ誰たれハ不思議ふしぎを立たてゆへきとしにより此義このぎは正ただ然しかるへしとて春木大夫はるきだうふは萬事御任ばんじごにんと有あけるより事故じこ然しかく両宮へ御参詣ごさんぎをさせられ千度の御拔太ごはくたいと神樂かみらくを執行しゆぎんをせられさて是こより白子しろこへ御歸ごきりあらハ熱田あつたの大宮司おほみやうしの御歸ごきりよと取とりやされ却かへりて破やぶれとあるへしそれよりハ鳥羽とろより三州さんしゆへ直ちかき御渡海ごわたうみ者ものり然しかくへしとしけるふよりさハ究竟くわうきやうの事こと然しかりとて鳥羽とろは御越ごえりて

渡海わたうみの船ふねを詮議せんぎありけるし忠勝ちゆうたつをし里廻りて大船おほふねを不便利ふべんりなり獵船れつせんを借かへしと其その所ところを尋たづねけるふ六郎次ろくろうじと云獵師ゆれしありしし様さまありし伊氣いぎの浦うら千尋せんじんの濱なみとしハ名所なごころを御游覽ごゆうらんありししそれよりし里さとやとしうせしハ大をくし小をくしの島しまかけより篠島しよしまひまの間の間まをのりて幡頭崎はつづみさき師崎しざき衣えり浦うらの地方ちほう不付ふつて堺川さかいがはの川口がはぐちを大濱おほなみまで乗のりふへしこの海上かみうみハ我等われらりをしりてゆゆめをとしけるふより忠勝ちゆうたつ大小おほせうよりここハ其言葉そのことばを偽いつはりなくハ鳥目とりめ多分たぶん不取とをんとしへえ六郎次ろくろうじ大おほいりり言葉ことば不偽いつはりをかまへ海上かみうみは野の心こころふんとあるものとおしハ歎なげ我等われらハ獵師れつし然しかり獵師れつしハいいをし業わざ不ふと面おもておしハむしへしとし我われ等ら

心よくらふれそ武士不と心のきたれきものハ形一其
 故いりふと尋ねて見玉へま川我等朝夕のた川きとを
 る鱗を天地の間をの川とワきて更人人間の力を用ひ
 一もの形らに一川の魚の腹子胎る魚子のやを三万餘
 箇と中ふや然らハ一川の魚ハ三万と形り十の魚ハ三
 十万かふとふ多きもの形れハ何不と取ても川く不期ふ
 一是を取ふを釣をたれまとい細を下まとも獵師とちふ
 て争えそに互に幸をかたりあひ多きを嫉まに少きをい
 りにこれ獵師ハ心の清き処と中へ一抑武士の有様を
 海上より見渡れ境を争ひ口論一それりつりて弓矢
 を取人を殺して人のものを我ものとをふありさ満るこ

てもふをさし盜賊の業からせや金をぬれぬハ首さられ
 國をぬれぬは守とふ左様のむさき心より人を欺き殺
 して我身の榮耀とおも形御邊たちと此六郎次おふ
 一ものと形おふ一けんあふ胸なるの鳥目沙汰やといそれ
 ぞ忠勝辞を改めおふ耻入るゆそよ我等はのかれぬ要事
 ありて三州大濱へ渡りを願ふもの形ふ心のせくす
 失禮したう心よかけ玉を舟をわして給へへと最もの
 静お請一ハ六郎次もうち笑ひえ一めより頼まるゆし
 とおもふ形らハ暇川ふ一何とて取合へき見れハ余
 程の侍衆我等り仲間の船ともを呼あめて見た一アさ
 ん去そ一またさるへといひるから桃皮ふきた川色ハ忽

六七十艘の獵船を海上せしと漕からへり兎角
るうち六郎次り家を見よへハ茅屋のせと廣くと奥
ハ弓銃炮を置らへ長柄の鐘さへかよく見ゆる小忠勝
大は不審を生いりねきは加様はたねる武士の物の
具を心清き獵師の家はたくえへよふと問ハ六郎次首
をかきりて其の御不審ハ正え置れと今も船をいそく
持肝要なり用ふる物語を海上までといひるから數十艘
の御船用意そのひりハ御所を一番よめさせ奉り酒
井神原の歴といつれも後れりと取乗りの御供の人數
多けれと猶獵船ハ餘りけり御所の御船も六郎次上乗
りて多くの船引續け篠島沖もふりしは六郎次一瓢

の村醪を奉りける海上より魚躍り御船よりけるを
てく小調して御盃をさめ六郎次中様某は新田殿は仕
へり四天王と呼き一畑六郎左衛門尉時能り後より新
田殿戦死の後時能り子にてゆものより北畠家は仕へ
り北畠の家亡ひりハ我等り父なるもの獵師とけりて
ゆこと言上りけれハそれ由緒正しきものなり我くと
共仕官のへと勧めりゆとも承引ねハまゝ勧めりゆ
彼是とけりうちち尾張の地方をこきえられ堀矢矧の
両川口を過三州幡豆郡吉良庄は著あふ吉の時御船を
一奉り故を以て鳥羽の海上十里の間を賜りし心の
まくに魚獵をゆるさる由の御朱印を下されり鳥羽の

大内記

角屋六郎次これあり

一説ふ實を堀を六月二日八時ふ御出立其夜多羅尾り
館入御夜八時御發駕伊賀山越を三日夕七時白子へ
著御四日大濱へ御著五日夜濱松へ御入七日岡崎へ入
御十四日岡崎御進發鳴海ふ御著陣十七日御先手津島
ふ至る時山崎合戦の注進有り十九日光秀誅戮あり
由を聞召定められ廿一日濱松還御と云

あくと吉良上野介義安戦死の後子息義昭東条不植籠り
し心とも永禄四年五月落城して家臣富永伴五郎以下戦
死しけるふ伴五郎弟伴十郎此度の變を聞付一揆をもよ
ふし襲ひ奉りし御供なりける榊原康政植村新六郎の

ためは大将伴十郎討せしりら一揆とも四方へ散亂しけ
るにより御前を遮り奉るものもあくま御うしりより
追かけ奉るものもあつれら御心しつかふ岡崎に入御ま
し

流布本あめ次は横須賀の助左衛門と云農夫劫は飯積
と罐子をわけし荷ひ来るを御覽し其湯一つと御意あ
るしうら助左衛門著たる菅笠を敷く御坐し湯を碗
よりりて奉りたるに笠はつありおひくくめのおり
とて敷玉を以その湯を聞食しける時爰はあまりに陰
もあく炎暑たえかしく下郎家へ入御し御
休息ありせられゆへと言上しけるより其家入御

ありて助左衛門り奉りし小麥の團子をりし上られけ
る處へ御供の人々追々來聚る爰より一日御逗留り是
よりハ何の御障もあらず岡崎へ還御有て助左衛門へ御
朱印を賜り代々庄官とありし御小よりを注ぎ

重修真書太閤記六編卷之廿二終

重修真書太閤記六編卷之廿三

光秀於妙心寺即智の事

并殿上御評議の事

臣として君を弑せしもの近く永禄八年五月十九日夜半
そわりし三好義繼松永久通謀叛して武衛陣の御所を襲
ひ將軍義輝卿を弑し奉りし十八年前の事なり誰も
見し世の王様りし天文廿年九月二日從二位多々羅朝臣
義隆卿を陶尾張守晴賢入道全薑か弑せしハ義隆卿政事
ありく大臣を疎そ近臣を親しそふあやう相良武任の
讒を信し晴賢をそしめ杉隼人右田將監青景刑部少輔焉

津入道を誅せんとあされしに終に暗賢謀叛して御館
を襲ひしこと義隆卿山口を落玉ひ瀧の法泉寺へ遁れ
玉ひしがこゝへも敵をよける味方を援けこさうけるま
より又法泉寺を出玉ひ船のりて九州へと心さし玉ひ
しに風ありくもとの処へ吹戻され布引の大寧寺へ入る
自害し玉ひ時六十五歳斯て防長の國へ云ふ及え以て大内
の一跡をへる陶り心の俤に政をそり行ひ弘治元年十一
月朔日藝州嚴島ふと戦死するまゝ五年の間榮華を極め
けるが不思議なり爰不明智日向守光秀ハ天正十年六月
二日の早天又六角柳の水町ある本能寺におし寄右大臣
信長公を責奉り近習の面々森蘭丸兄弟をえしめ悉く是

を討取右大臣殿ふも御自害あり引はくき二条御所を圍
り中將殿を攻破し只三時をりし織田殿御父子とも御
生害ありて光秀年來の遺恨をえらし其夜を花園の妙心
寺ハ師壇のよしとあるを以てこゝに止宿し役僧を使と
して甘露寺家へ事の始末を申し入し処甘露寺殿事の始末
を委細に奏聞し其後公卿詮議ありて仰出されしに
あれハ罷歸り其由妙心寺并日向守へ申しとて使僧
を叫へされけるふより使僧其趣を申しあはれ光秀は川使
僧へ縁をあたえ其後思案しける様何様禁庭より直まよ
くあそ右大臣父子を討しなれ其跡ハ光秀ハ御任をある
へしとも仰らるよし公卿詮議とあらし織田殿の子息信

雄信孝ふと近國はあまのこれ等へ某を追討の論旨を下
さるまゝにさにもあらは又此頃諸方豪傑の大名西より毛利
大友島津あり東より北條上杉伊達あり是等のうちと擇
え給ふや何ん寸らんさては小勢ふて敵をあふたり
不用心す一箇は織田殿とおふ一様はああるま一ま
つに諸將の心をえ一め妙心寺を一方便して見えやとお
もひ付一かい使又立一僧を呼寄光秀さまに堪忍お一あ
たき恨ありつるおより織田殿を討奉りおれと元より
天下を奪ひ下へき所存は於るは毛髪をかりもあるとふ
かく本意を遂一上の今生は所願お一後生も其大事お
れ和僧おと今いさてはおえを終は長老とふも紫衣は

も陞王ふへ一さりとて今ハ末代濁世形う世出世間共
黄金ふくてハ事ハ障多一此金ふかれと和僧の出世金
ふ加えぬへとて金子百両取出して與え一ハ理おれや
遍參江湖の藏主首座七条掛絡の儲さへ心よまかをぬ身
のふとを夢も見さる黄金の山吹何とゆへき詞さへ
胸よせまきてあきれえて肝を消えお一いたきこれよ
りしてハ光秀か起も座お目も目を泣け心をくえり真實
をつくり給事たり然るお光秀硯引よを紙お一ひろけ
何やらかくをひぢあお見付あや一とおもへハかたえら
又立忍ひりこれを見る正一辭世の頃と見てけれハ
心中お大驚きさてハ此人今生ハ所願お一といひ川る

大目也六編卷之十三 三

詞の實や如何不も一此人を助けぬ我身のまかハ
一宗門の大事の外護あるへ一さうとて我等あいつら止む
る共かふとの人のおりひつめ一と形れハ勿くたやま
おもひ止るま一何ふか以へきともかくも方丈ま十て見
んと思ひ付いそき和尚みかくと告一かハ和尚以の外子仰
天一よくおぼ知さたんふれ首座ハ日州の側子付居一て
油斷を我をおり小子細のある形れハ今より甘露寺殿
へ参り向ふ一能く事をえかるへ一とて侍者一兩人め一
ま一て出ゆきぬそれより首座の知とまより北田帶刀三
宅式部少輔ハ明智左馬助藤田傳吾並河掃部助と十合
とて一同ハ光秀の前へまかりつて然年來の御本意をこ

けられい上わハ都ハ御旗を立られ國ハ小残る処の織
田家の從類をハ我ハ罷向ふ一打取可一然らハ我ハ國
郡の主とふり可一是ま一君の御恩と一おから天の與え
一処と一へ一といへハ光秀涙をふか一面くのいそお
処ハさるる形から光秀浪人一と且夕の賄事ハきかと
わど餓死もすべあり一を右大臣殿のいす一岐阜ま一
海一ける處へ参り仕へ鞠ま一ま一義昭君を越前より
迎へ取奉り前將軍の仇を報むるといふを以て軍の名と
一て諸國の大名をもよ一背くをハ公方の御教書を忽
諸はる罪を以て征伐一川は織田殿の軍法よく一早
く帝都ハ旗を立られ天子將軍をさ一をさんて諸國へ下

知一ぬひ一かとお風よ草葉の偃り如く勲功忽又立ち其
身二位の大臣よものなりぬひ一ぬれ其え一ぬを云ハ光
秀り中勧め奉里一とたか一夫を各も見も志のらん聞も
せん手をおろ一と我顔をうたれ一とも何り人一とらた
せ一とも何り身を棄て戦ひ一賞とて受ける國郡ぬれや
猿樂曲舞ふも相應の知行をあき行ふぞか一志ぬれハ光
秀り恨一とも更又僻事ハあるま一と也但一旦おも
ひ知と奉里一迄と思ひ一又早まつと御自害ありぬは
光秀主を討奉里一と人云ぬるへ一とてもかくてぬ光
秀世又望ぬ一これより後各も主をえらひと仕も一仕
それぬ仕ぬへり一といひと実もぬりハ切一休ぬり一

かハ左馬助以下お返一それぬ近比いらぬ御心はりひ
と覺えぬ逆子取て順子守るとも承るりいたとハ異朝
ふてハ般の湯も無道の祭をえち周武王を獨夫の紂をこ
ろを我朝ふても蘇我馬子大臣ら崇峻天皇を弑一奉里一
かとも聖徳太子これを誅めぬに却と大臣の位は居一
め徳へ王鎌倉の北條遠江守時政を主の頼家卿を伊豆の
修禪寺よと弑一よいらと其子乃義時を一天万乘の君を
遠島小配一奉里左兵衛督直義を主の護良親王を弑一上
杉安房守憲實ハ鎌倉の持氏卿を賊一奉里とハ関東上杉
をいた、さいといハ父母の如くぬひ一ぬあらぬ織田殿
の國郡を取ひろけぬひ一も其元をたつぬれハ主の斯波

大目己六編卷之十三

五

家を潰しひしに依りさるれば今度の義とても強
く御心は掛らるへきにあらずし門の民の
心をとらさるへきなりとやけれハ光秀いやく面々の
おもふ処と光秀りあゝると全く同一の心後はおもひ
合さるひといひて後の障子を荒らるる引立て奥へ入
ハ左馬助をいめ案ふ相違なく六千の兵士なり洛
中洛外は馳ちりて如何なる盤妨をりあさん是を制めん
と大将の定まりのちぬらハ法も掟も立習ふる大將
の意と聞えふを只今不思議の出来るへしと額をあ
りめく評定不及いいつきも洛中の民の心を静むハあ
るよしとて信長公の定めむし京中の地子銭を悉

くゆるを由の札を慶く立たりハ町の年寄又ハ檢
断ふといふもの大ふよろこひ酒樽またを行器を荷ひて
明智ウ許へ御禮中

陰徳太平記は光秀床几ふ腰掛軍の下知して居る
所へ京都商家のもの共ハ顔は天下御手入目出
度いとて面く酒菓の進物を捧け來りけれハ光秀祝著
せりとて糕を取て喰けるに敲を去り酒を受て吞り
けるハ喉へハ不入り胸板を傳ひ流れハハ小賢敷
ものう日向守殿ハ一旦天下を取給ひたり共長く保ち
給ふとあたえといひし由を志るは
光秀ひそかに藤田傳八郎をよひ其方ハ早走あるうへ西

國の地理おくる急ぎ高松にいたる吉川小早川に此書
状を呈したる一として使ふ立上を知もの絶るおわりと
わや内裏ふハ公卿詮議ありけるお光秀の始末君臣の義
を正しゆるんふハ大逆無道の罪お當れとも朝廷の御力
おて光秀を誅しおふへきとまことにたたくゆへ一よ一や
光秀一人をハたやまく誅しおふとも其従兵五六千人も
ゆへハこれを誅罰あるんところ難義たるへ一依て
おろらく京中靜謐のためお光秀をめされと天下万民安
堵の政事を施しゆへと仰出されゆへくとや議不定里妙
心寺へ勅使を下され光秀をめされたり
流布本公卿の名を偽る依てこれを削る先近衛植

家公永祿九年お薨御也二条昭實公ハ廿七歳おていま
た前関白左大臣おま一ゆさけ鷹司お房道公お一房道
公ハ一糸殿おと弘治二年薨御也内大臣光基公と御
方攝家の内おおる一とさけ九条家御幼年と云も偽る
植通公内大臣前関白七十六歳おま一と久我吉道卿
十八才の時あり花山院に公忠な一定熙公廿五の時く
西園寺公宗な一公朝公の時也轉法輪定之る一公廣卿
の時なり以下悉く誤あり
ゆへふ處へ阿弥陀寺の生譽清玉上人妙心寺へ來る日向
守子面會一織田殿父子の首級あらひは從者の死骸御免
をゆむり葬禮執行ひたす旨を申されけるおより元よ

りこの事取行や度存の所あるとゆるし志のハ生譽上人
大悦ひそれくよ引導の式を執行したうけり

光秀將軍宣下の事

并日野殿難詩明智即答の事

朝廷よてを妙心寺和尚のいそれとく光秀一人をハた
やとく打取ゆとも其従兵五六千人よ及ぶ此者馳ちりて
狼藉ふ及る是を制止する正多く以て容易なるま夫
よりハ志をらく光秀を以て都の守護とふされゆを
の川から洛中洛外とも静謐なありゆへと諸卿一同お
奏聞ありゆハ此議尤然るへとて天正十年六月七日
寅刻ふ甘露寺殿参内ありて卯刻ふ妙心寺へ御入あり路

次の警固ハ明智左馬助光俊三宅式部少輔秀朝三百餘騎
めてこれを承え妙心寺門前の警固ハ北田帶刀並河掃
部助なり光秀門前まで御迎へ出さゆこちりやう御
先立客殿ふ入奉り光秀正面の簀子小平服を甘露寺殿
光秀を以て中將と任せられ將軍職を補せられ終つとの勅
定あり然るいよく忠勤をそけ三洛中外静謐の計肝要な
いと仰せなされゆハ光秀まことに恐入てをいひける
流布本園大納言家繁卿樋口宰相清冬卿妙心寺へ御入
とあり今考ふる小園家ハ大納言家繁なり天正十年の
比左中將基國朝臣の代ありて八十歳其長子基定五
十七歳なり樋口ハ天正の比絶家なりゆつと是を削る

抑將軍と云官ハ崇神天皇の御宇ハ大彦命武渟川別吉備
 津彦丹波道主命四人を北陸東海西道丹波と四の道へ將
 軍としてきそこれ一を始ふそ文武天皇の御宇ハ四千
 人以下三千人以上を一軍として將軍壹人をかくれ九千
 人以下五千人以上をも又一軍として將軍副將軍各一
 人をかくれ一万人以上一萬二千人以下も一軍とし
 てハ將軍一人副將軍二人をかくれ三軍とあれハ大將軍
 一人をかくれ定めたりされハ大字の有無ハ人數あする
 正ふそ位階ハハのそそ又征夷大將軍と云官ハ平城の
 天皇の御宇ハ文屋真人綿磨をいめそこれ任以其のち
 久しく中絶と一を壽永三年正月十日木曾左馬頭義仲を

以て征夷大將軍と補せられより引續き鎌倉の權大納
 言右近衛大將頼朝卿拜任有頼朝卿の後頼家實朝これを
 相續あり大臣ふそ兼ふハ實朝公をいめとを實朝公
 の後頼經頼嗣これと任いひより後ハ中務卿宗尊親王
 と任いひ是親王拜任のそいめ其後代かそり足利尊
 氏公より此方代この官をかけむひ頼の義昭卿と至て
 十五代ふをよ但近世將軍たる人治世安民の策をめぐ
 らはとあそ後祇一身の榮耀をめぐむとあさるの故
 と天下とよてハおもひもよらは都のうちさへ合期ハ
 ねあるハ穴太の山とかくれ或ハ朽木の谷と忍ハ光秀
 かたけりかくも清和源氏土岐の一流といふを以て將軍

の任ふ補せらる希代の朝恩と云へ早く四海一統万民
快樂天下泰平國家安全の功を立て宸襟を休め奉るへ
と仰られしかハ光秀謹く勅定の趣かこまり奉るい
つれふも粉骨碎身仕る日ふら以静謐の代とあり奉る皇
威を万里の外よりやうりへさるいと言上せしか
ハ勅使ハ還御ありたり

流布本日野中納言資春卿光秀ハ強勢貪色仁柔憶謀廉
潔智信といふ難詞を問せと云一段あり然れとも日
野家又中納言資春といふ人なり天正十年ハ日野權大
納言輝資卿の代ふりていまた廿八歳官位とも淺く依
りこれを削る又光秀参内して紫宸殿の階下ふ於て天

盃を賜ると云条あり是また偽なり

光秀室町通王一条上る町又從臣等をお川めまつ三宅式
部大輔光朝を所司代として溝尾勝兵衛を町の奉行とし
て洛中洛外を巡視せしめ鰥寡孤獨に金錢をあたへ貧窮
無頼人をそれくみものをあたへよくしつりをあさしめ
てへ京中の男女おへる光秀政事始の祝ふと銀
子五千貫目を下行表けれハ後をハ知を誠取替勝王
將軍の上下打寄喜ひあひけるとかや明智左馬助光
俊ハ光秀名代とし將軍拜任の御禮に参内し黄金御太
刀を獻備し准后を始奉り上臈御方勾當内侍以下女官へ
鷹眼十万疋を奉りふとけれを御所より不思議にけ

る侍のあつる者みはらく當て其身を亡ける信長已
り罪をのれを責とや中へきあんとより合沙汰け
り又三宅式部少輔ハ攝家清華を始奉里堂上方へ太刀馬
代を以御禮中地下官人をハ光秀ハ仮住へ呼て同く黄金
白銀鳥目其身よつれこれに贈里と取

光秀かり住室町通り一条上る処今ふく長町小島町
ふと云あつり取り又此次石橋三位忠榮卿を以て地
子錢免許を満足思召由仰出さるくと何り然る処
此比石橋殿と云三位以上の人かよつ是を除く

重修真書太閤記六編卷之廿三終

重修真書太閤記六編卷之廿四

光秀安土城責評議の事

并蒲生右兵衛大夫取計の事

爰ハ明智日向守光秀ハ將軍ハ拜任ありいとも參内也
せは天顔を也拜せさ取とた心よのれともす川浴中
を志め畿内江州を平均に治めちとおもひ定め
ハ江州に散在る羽柴筑前守の領地の代官等を追捕
ひハへとて妻木主計頭ハ阿閉淡路守り弟万五郎をそへ
二千餘騎を差向
流布本近衛植家公ハ光秀を御ひいさあれとも其餘の

公卿を爲て光秀をふくむり故に參内の事もあらはしと
云里植家公ハ去永祿九年七月十日六十四歳ふして薨
御ふれハ天正十年より十七年前なり天正十年ハ東求
院関白准三后前又公四十七の御時あり依るこの奈を
削る

又江州坂田郡佐和山の城をも責落し荒木山城守父子ハ
千六百余騎とをへる成らと岐阜をよひ伊勢尾張の勢を
押えんり為とる以山城國乙訓郡勝龍寺の城ハ三宅藤
兵衛綱朝を城代としてこめ置これハ西國より羽柴筑前
守り上るを防けとの手當なり

今勝龍寺より西神足村より東あり南北十八間東

西三十間をかり境地をふたせし城の廻りの堀今
ふのこれりた、外なるをふて文明の始畠山右衛門
佐義就のそめて構たり陣城あり、四年九月廿
四日義就河内國へ下里し後落しと云永祿五年松山新
助より不居たり、由長享後兵乱記よこえ同十一年の
頃岩成主税助らに住し天正七年の比細川兵部大輔
藤孝の居城ありいとえち心よ涼し秋の風といふ發
向ハ此処まで事ありといへり

光秀安土を乘取り年來積る恨を晴させよとて先陣後陣
の次第を定めんと諸將をあけ評定しけるよ那波和泉
進といへり、中けるハ君今ハ將軍の重職よ拜任あり、

れハおもさ御身みみなるハ畿内きいの侍中しやくちゆういまた新あらた又また參上まゐする
ものもふ然しからハ王城おうじやうの守護しゆごとて京都きやうとをわるく
動座うごまあふへつ以も安土やすとの正ただハ右大臣みぎのちじん殿どのの御臺ごたいをよひ介まけ
殿どのの北方きたかたふんとふ手て立たちものあるへとも覺しづかえは
誰たれふとも侍大將さむらいたいしやう中ちゆう一人ひとり御差ごさし向むかはく然しかふへと諫いさめなれ
ハ鳥山とりやま主殿しゆだん助是すけこれを聞き泉州いづみしゆうの異見いけんをふ得え共兼ともかねて安土やすとの
御留主ごりゆうしゆをハ江州えしゆう日野ひのの蒲生かぢま右兵衛みぎべゑ大夫だふ賢秀けんしゆう承うけえりてハ
これハ下野しもの守定しゆぢやう秀しゆう長男ながなんふ今年ことし四十九しじゆう弓矢取ゆみやとりふら
ひあるものみ其嫡子そのちやくし忠三郎ちゆうざん氏郷うぢさたけ廿七にじちち歳さい父祖ちちそよおとら
ぬ若わもの之その其外そのほかも津田ついで柴田しばた林永井はやしながいの一族いっしやくわたく二三
千せんむへ一ひとま越前えちぜんの柴田しばた北庄きたしやうよりも左ひだりの之この遠とほから

以も岐阜きふよりハそのあま廿里にじぢりをかりありたれハ女め童どうな
りとしてあるとるへきにあらはれ御出馬ごしゅつばして然しかるへくハ
とてくめけるを明智あち左馬助さまのすけ光俊みつと熟じゆくと打紫うちむら一ひと那波なば鳥山とりやまの
御評定ごへうぢやういづれも尤なほ承うけえりたれハ安土やすとより京きやうまで十
三里じゆりをかりあるも今いま以も切きり上ある正ただもせはれハ蒲生かぢま
とても恐おそるに足たらハ其その餘あまのものともハ云いふ
もあくハ勝家かつやをよひ岐阜きふ清洲きよしゆうふんとの者ものとも本ほん能のう寺ぢの
後のち詰つめとぞハ心こころあけぬものか何なにとて安土やすとへのありはへ
さ是こゝを光俊みつと出でり向むかはくをさや攻せめ落おしはへ將軍しやんじゆん
ふハ京都きやうとを守護しゆごあまて西國さいこくへ下向げむかせ一ひと筑前ちくぜん守しり安否やすひを
た一ひとの探たん望ぼうめあて計策けいさくを施ほさるへきにきゆとせ

かハ一生此議もつとも然るへーと杉山讃岐守並河掃部助之る光俊と同意して安土へ馳むる其道筋をれハ瀬田の山岡美作守の許へ使者を立く一味をへさ由をり送り鳥山主殿助を後陣として都合三千余騎をさしむけけ

近江國輿地志畧ハ光秀左馬助光春を大將として荒木山城守行重同友之允重仲妻木主計頭範賢四王天又兵衛政實今峯新介泰正三宅周防守業朝以下三千余騎を安土城より向る山岡美作守景隆勢田橋を焼おとして防戦ハハとも終りあるは田上はして引退く明智勢今ハ障るもの多く安土おむり安土ありハ此城

守里のつん工を知り蒲生忠三郎氏郷城中の人々を引具一日野をさして落たりハ六月四日光春安土城お打入志の致又山崎の軍破をいと聞安土の城は火をりけ坂本へ引退くとつ然れハ四日より十四日迄十一日の間光春に逗留せしと知る坂本城ハ光秀ハ伯父明智兵庫助光安入道長閑齋留守居として残り居たりハ程もゆる京都より飛脚来り光秀本意を達し頓て將軍お補せられし由おちもゆる聞えハハ長閑齋大お喜ひハくハ定め安土へ討手を向るあふんと推量し兵船數十艘用意して左右おとと

明智光秀墓ハ上坂本西教寺界内ニあり光秀ハ十兵衛
光繼ノ二男あり叔父兵庫助光安入道宗宿ノ子とある
辞世逆順無二門大道徹心源五十五年夢覺來帰一元三
澤勝兵衛茂朝介錯と云里又堅田ニ山田民部居城あり
其後澤田兵庫助宗忠住せし信長ニ追れし逐電を信
長青地駿河守泰資を城主とせし天正元年義昭將軍
の命ふより大館伊豫守信賢一色播磨守礒貝新右衛門
を置然るお信長此三人を追出し十兵衛光秀お與ふと
云里光秀十郎左衛門光近お與ふと云東坂本古城趾ハ
下坂本今ノ東南寺今津堂ノ地是なりと云光春安土
を焼て歸り路大津打出ノ濱より堀久太郎秀政お逢し

かからくして湖水をまたり坂本お入城お火をかけ光
秀り妻をよひ長閑齋七十光春四十自害はと云里
まご安土市中おて六月二日未の刻をりお信長公御父
子明智のため御生害ありける由誰いふとなく沙汰し
つれとも大切のとふれを城中へ告る人もなくたご上を
下へと混雜のさりお一夜お入る前田孫十郎三法師君を
守護し安土に來り始て其事實を詳かく告たりお
城中の騒動まよ言葉のふへさるる以蒲生右兵衛大
夫り家人外池甚五左衛門馬を走らさる安土町中を右大
臣殿御父子様お御堅固おおるし由觸たりしおと
いよく騒動志川おるは夫のそるる山崎源太左衛門行

大関記六編卷之十四

五

家嫡子左馬允家盛一番の我屋敷へ火を付けざるのれり
在所犬上郡山崎へ退去をされし山崎の跡を追人も如く
又火を消すものも無里一の次第くも焼つものりけるふよ
里蒲生も詮方川さ日野の仁正寺の玄妙坊の働きを以て
安土に残る処の女性をよひ幼稚の君達と故如く日野へ
退むひけり蒲生立退し跡ふハ木村次郎左衛門只一人四
方を回け廻り倉庫の錠をくろし帳面をそろへ是を藏め
三日の卯刻に城を開き出て去ると也
流布本此次又佐々木屋形義秀卒去の後といひ進藤山
城入道沢田民部平井入道るとの軍議あれとも義秀と
いふ人の議論ありて定まらざる人ある上この説沢田

其の偽説あれはをへてこれを削る
光秀三家へ使者を立てる事
并筒井順慶評定の事

日向守光秀はくく思ふ様江州も大半治りたり尾濃越前
の勢上洛とは長濱佐和山ふく是を防ぐへしされとも今
日お至るまで一人おくも切て上る者おし其上に柴田を
此節上杉景勝と對陣のよし於れハ急よ上洛の事あるま
し三七信孝丹羽長秀を四國征伐として大坂に在といへ
とも今お沙汰のふきは尼崎の七兵衛信澄をそく切るなる
へし大和の筒井を年来の懇志あれハ少も恐ろしけり
細川與市郎忠興を婿あれハ我子と同一只心よくさハ羽

柴筑前昭りされとも先達る藤田を下し毛利家へ通達
置川を定め西國まで滅ぶへしもあつて遁る路
有て上る昭らハハ福て定め置川る伏兵を以てこれを殺
むへし然らハハ川天下も大形も定まりぬと黙笑して楚
居たりけるハ信孝と長秀を討謀をおもひ出し川尼寄
居る信澄の許へ使を遣えし斯くかへりやとヤ
送りぬこの信澄と云ハ信長の弟信行の長男昭り信行信
長のため殺されしを信澄常々憤りけるを知て態と
婿よと也扱又忠興の許へ筑前守を討へし謀を遣し
ける処忠興良久しく思案し我妻を呼相馴をめてを也
四年互の心多うちハ知るへし但日州のる不義を行

それゆを知り顔ふて伴あひゆえんと弓矢神の照覽もえ
川わしくゆえり内室ふ附來里し一色宗右衛門久保田次
郎左衛門池田六兵衛を差添丹後國三戸野とつ小山里へ
送り入る離別志たりけり父の兵部大輔藤孝をわく薙
髪しと玄旨と改められぬ小大和國郡山の城主筒井陽
舜坊法印順慶を榮舜坊順昭の嫡子あて天文十八年己酉
三月三日の誕生あとしハ三十四歳昭りたり十二年以
前元龜二年十月廿五日順慶法印光秀あ就る信長公へ降
参し大和の本領安堵しやと松永久秀亡し後順慶大和
國を平均し拜領しける正全く光秀の推挙あよれ里とて
順慶常々光秀と親しき篤き志と膠漆の如しされを筒井

大和言六終者七十四
七
ふ於くハ二心あらりと深く頼きたるハ此度右大臣殿父
子御自害ありにやう光秀をわくは將軍補とられハ
ささハ右大臣殿の政事を改めやへくハ就く大和國の外
和泉紀伊二ヶ國の進退任に奉るよと送りハハ順慶
大悦ひ急ぎ使者を面會して万事や合をへと云はて
立出んとしけるを筒井の家老島左近友之松倉右近勝
重二人して諫免けるハ今度明智右大臣殿は迫り御腹め
させし事大逆無道誰かこれを許しんや然るハ朝廷
よりその内咎めあく却る將軍補とありと全く光秀を
褒美しありとよハふく唯京中の濫妨を川められ羽柴
筑前守丹羽五郎左衛門織田殿の御子信雄信孝さてハ當

家おと義兵を起しありん日を待たんとお覺ハ覺えハお
れ然るハ明智の御一味ハせん正實は以て勿体なくハと
やけるを順慶聞てそれハまよとさると形とハ順慶ハ
大和一國を領するとい光秀の推舉よる処ハ此恩
を酬むハあると云を中西小次郎とて十七歳の小
扈從ありけるハ是れと分明ハ道理ハ老臣たちの迷え
れハ事近比さのとくやといハ島松倉大は怒望この小冠
者めり何とよハ我等式ハさへ分ち兼ねる大難義の評
定形とてあらうけれハ小次郎されえおをおうくハ
とやあれや御聞ハ大和國をハ光秀の推舉おてハ
帝被とハ大和を給ハ人ハ信長公ハハを以てやいうハ光秀

大和言六終者七十四

中ゆと信長公の御心は當御家を頼母たのもく思おもはハ國
 主しゅとふしゆあましくゆ然れハ光秀推舉おしこの思おもより信長公
 の此國を君きみに授けむひし思おもは重おもくゆふれそれを彼是
 かとひあふとのあまりにおろりく此小冠者このこかんしやをおもひ
 ゆへとつけさハいつれも實も推舉おしこの思おもより授與しよよの思おも
 を厚あつかりなれと一同お評定決着へいぞうけつちやくたりけり
 一書お松倉右近勝重元ハ筒井の一族いちぞくお七千石を領れい
 以今年天正十年ハ六十一歳なり嫡子豊後守重政次男
 十左衛門重宗と云この旗下きんかハ五条左馬助二見雅樂
 助河原城大學石上采女布留織部筑紫市の本等ほんらうお三
 千石と云島左近友之今年四十三歳万石を領れいは長男新

吉政勝次男新助友勝と云此旗下きんかふら柳本巨勢戒重荻
 原櫻井生駒等あり此禄五千石森志摩守好之去年二月
 廿九日六十三歳少く卒嫡子縫殿助好高七千石を領れいは
 是を筒井の三老臣と云と云
 順慶法印大々歎息たんそくし實も春日大明神小次郎胸間むねま小
 け入いりをむひく告示こししあふ處ところとかなえたり早々羽柴筑前
 守しゅと一同小明智を討うへきなきともいふ筑前守の消息
 を知しる然るよあましくひあるとを仕出しだして禍わざはひをまねらん
 と謀まのよろしきともかひそれを如何いかきへきとゆされし
 かハ松倉嶋計らひ々々様やうちつ明智へハ一味同心たるへ
 き由よしをゆさきハ幡邊はたへちて打出うちだす事の様やうをうかひゆさる

へ筑前守高松表を埒明く上洛するに相違なくハその
時をやく使を立て裏切せられぬへしと申により是を
實に百戦百勝の道理あれとて申すも光秀へハ早々出
張して筑前守を喫留りへき由返答し申かて五千余騎を
率し山城國綴喜郡八幡山鳩ヶ峯に陣をとる

陰徳太平記小秀吉備中の軍和睦して上洛する由聞え
しハ筒井陣中にも然し使を遣し一味の約束を
かまへき誰を遣し使を遣さんと評義ありたるに中
西小次郎も出某この御使を勤め申へき申すに
當家にて大身宿老の衆ハ人も知るへハ万光秀勝
利を得ては時小何某を以て秀吉一味の使に立らせし

杯いもせんと御家の一大事おくハ某事名も知るぬ
ものよゆへ左様のときの御中譯ハ一大事の使をさ
る小冠者も申付るんと思慮ふし筒井も去を申すに
と仰られぬもんふら究竟の事たるへくゆと申すに
より是ま老輩たもかもひよらぬ謀やとて即中西と
筑前守のりとの使者として筒井の勢を以て明智の
後を立切申へきよてゆと遣し山崎の軍敗れて明
智引退くを見え八幡山より軍勢を押おろし淀川の
邊あて五百人許打取筑前守の陣へかくと申すハ
しあうハ秀吉内心ハ筒井の心を両方へ通し勝敗を
伺ひしを快かしく思ふも此節左様の沙汰

小及ふへき時あらはして信長公のあし置れし通る大
和一國を筒井の領知とあされし順慶天正十二年八
月十一日寂生年卅六あの時かよそ十八万石を領
せしと云順慶實子なり姉婿慈明寺左衛門順國の男定
次を養子とひこれ伊賀侍従の事あり慶長十三年六月
奥州岩城平へ配流國除る元和元年正月五日嫡子宮
内少輔順定ともよ自殺し家絶たり

重修真書太閤記六編卷之廿四終

